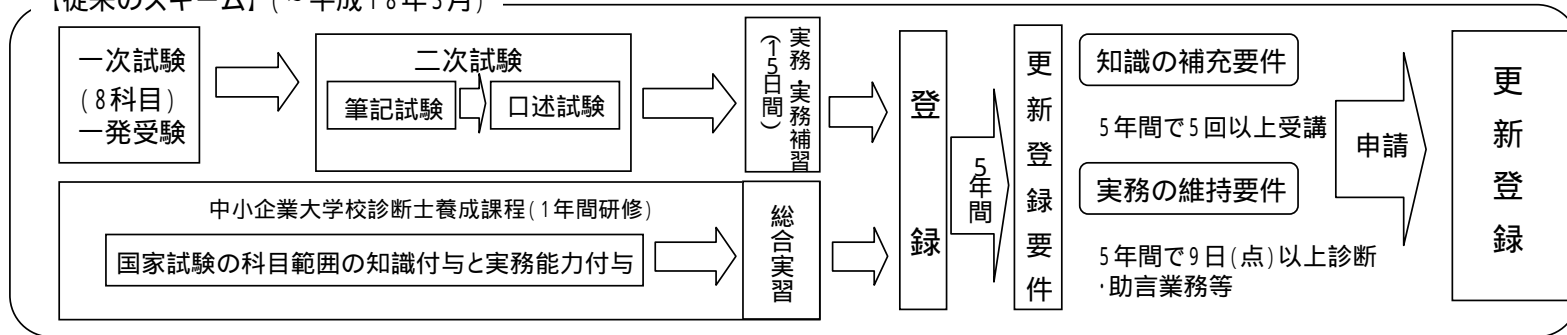


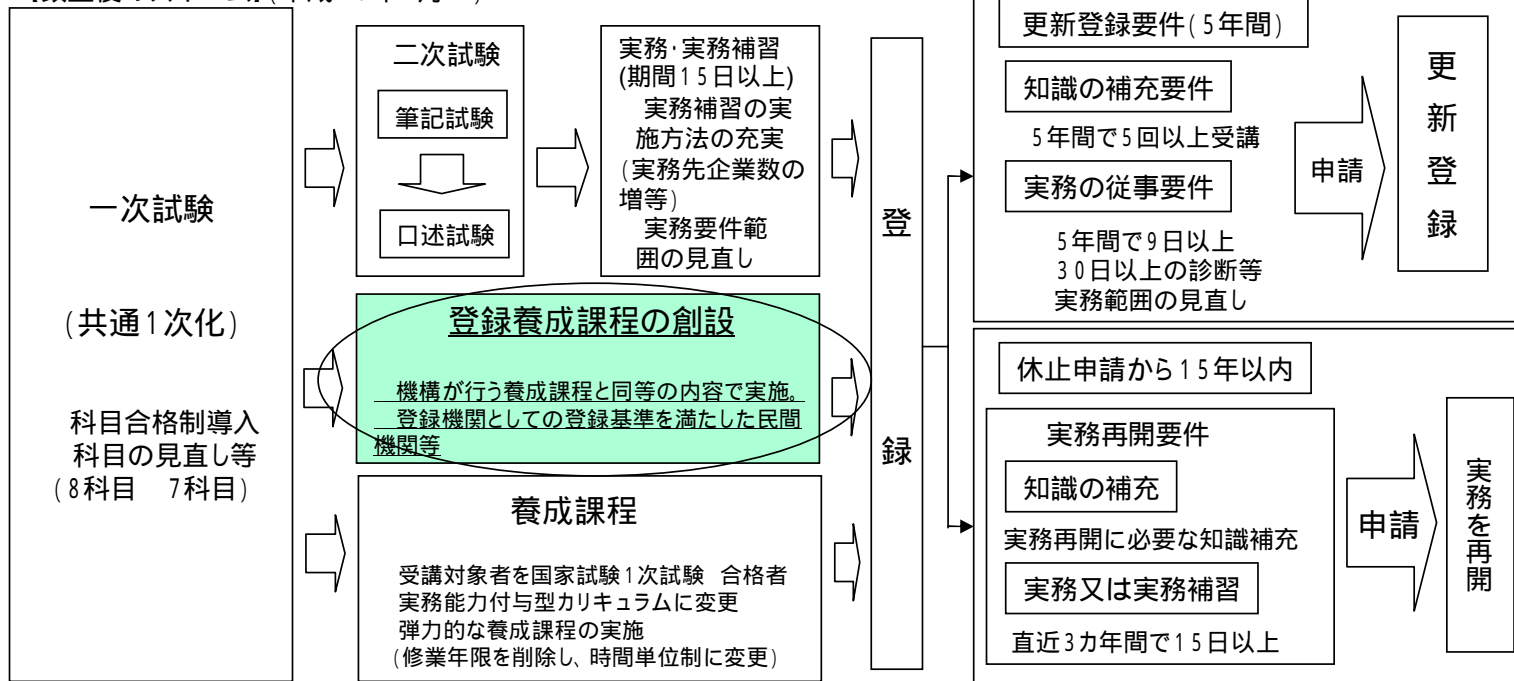
(参考)

中小企業診断士制度スキーム新旧比較

【従来のスキーム】(～平成18年3月)

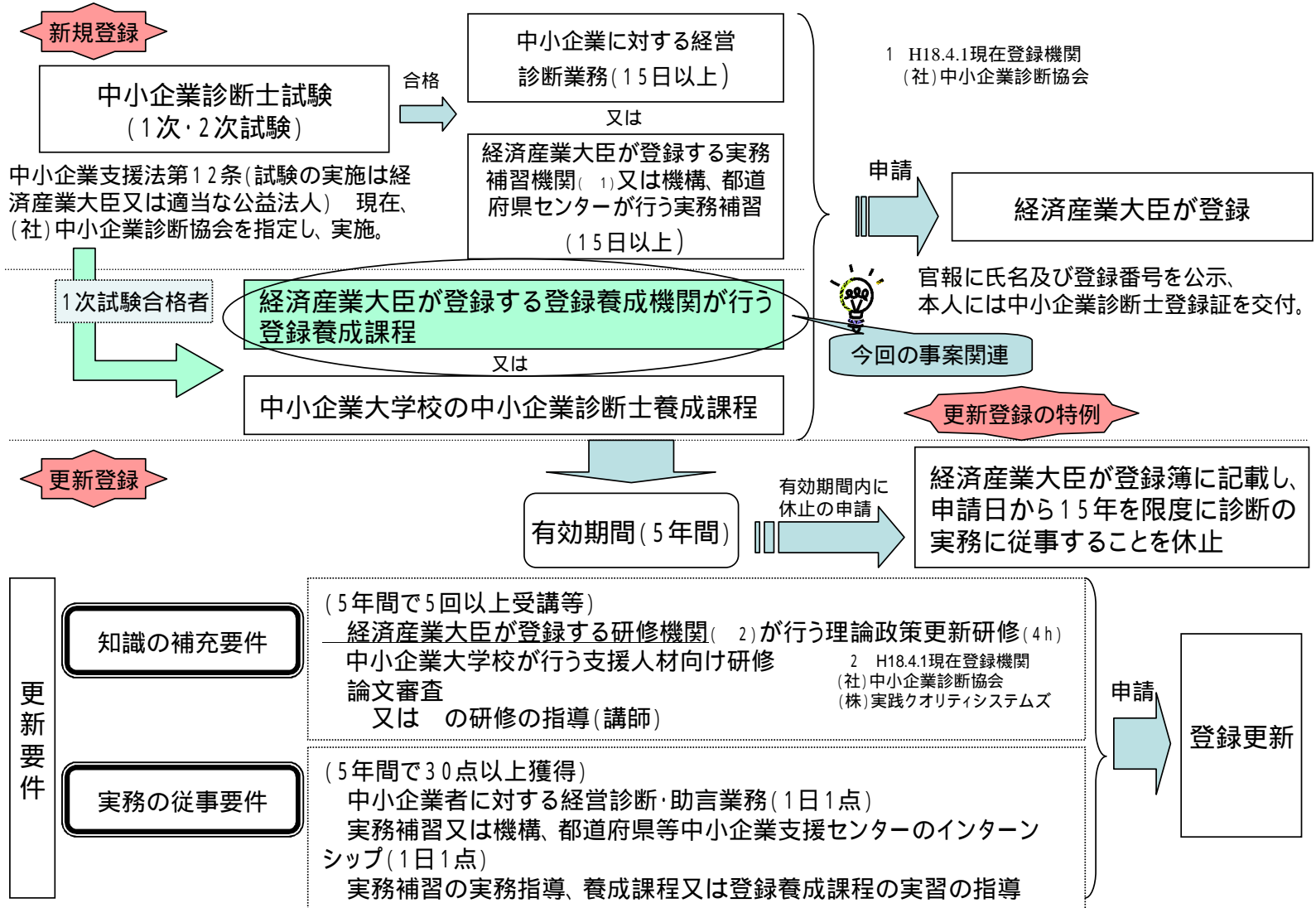


【改正後のスキーム】(平成18年4月～)



(更新登録特例措置の整備)

1. 中小企業診断士制度(H18.4.1~)の概要



2. 中小企業診断士養成課程(H18.4.1~)の概要

【制度改正のポイント】

国家試験と同等以上の能力を有することの担保と客観化&養成する者の実務能力の向上を目指す。

受講資格: 国家試験第1次試験合格者

実務能力付与重視型養成課程に変更 等

中小企業基盤整備機構が行う養成課程

(受講資格) ・国家試験第1次試験合格者
(前年度又は当年度合格した者)

(養成科目)

経営診断	・中小企業診断士となるのに必要な学識を応用能力の修得(経営戦略など中小企業の個別経営課題に対する診断・助言能力の修得を目指す)	・演習 246時間以上 ・実習 120時間以上 (2企業以上)	グループ形式 (10人以下)
経営診断	・経営診断 で習得した能力を活用し、診断士として必要な実務能力の修得(中小企業を全社的な視点に立った経営課題に対する診断・助言の実務能力の修得を目指す)	・演習 84時間以上 ・実習 192時間以上 (3企業以上)	グループ形式 (8人以下)

(その他基準)

・修業年限に制限なし。時間単位制。(従来は、修業年限1年)
・能力の修得水準については、学識経験者の意見を聴き作成した基準により審査
・演習、実習を担当する者の要件と実習での報告会の実施

登録養成課程(平成18年4月より創設)

中小企業基盤整備機構が行う養成課程と同等の内容で実施する等、一定の登録基準を満たし、経済産業大臣に申請し、登録されることで、民間の機関での実施が可能となった。